

松木晶裕局長	御起立を願います。礼。御着席ください。
渡部泰明部会長	<p>皆様、あけましておめでとうございます。本年もどうかよろしくお願 いします。今日は今年初めての部会になりますが、よろしくお願いま す。</p> <p>それではただ今から、第 722 回農地部会を開会いたします。</p> <p>本日は部会委員の過半数が出席をされておりますので、法律第 27 条 第 3 項の規定により、本部会が成立いたしておりますことをまず御報告 いたします。</p> <p>続きまして、本日の議事録署名人には、久米地区の安永委員、正岡地 区の村上委員のお二人をお願いをいたします。</p> <p>本日は、お手元に配布されております議案書のとおり、議案書第 1 号 ～第 10 号、10 件の議案が提出されておりますので、よろしく御審議の ほどをお願い申し上げます。</p> <p>それではまず、議案第 1 号、「農地法第 4 条届出専決処理報告」につ いて議題といたします。事務局から説明をお願いします。</p>
藤久壽基次長	<p>それでは、御報告いたします。</p> <p>平成 28 年 11 月 28 日～12 月 22 日に専決処理した案件は 6 件で、届 出内容は議案記載のとおりでございます。</p> <p>これら 6 件につきましては、適法な届出となっておりましたので、そ れぞれ届出日から 5 日以内に専決処理を行い、受理通知書を交付いたし ました。</p> <p>なお、用途別処理状況といたしましては、住宅用地 2 件、517 平米、 商工業用地 3 件、780 平米、公的用地 1 件、114 平米となっております。 以上でございます。</p>
渡部泰明部会長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>ただ今、議案第 1 号につきまして、事務局から説明がありました。本 件について御異議等ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>

渡部泰明部会長	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>それでは、本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>続きまして、議案第2号、「農地法第5条届出専決処理報告」について議題といたします。事務局から説明をお願いします。</p>
藤久壽基次長	<p>それでは、御報告いたします。</p> <p>平成28年11月28日～12月22日に専決処理した案件は18件で、届出内容は議案記載のとおりでございます。</p> <p>これら18件につきましては、適法な届出となっておりますので、それぞれ届出日から5日以内に専決処理を行い、受理通知書を交付いたしました。</p> <p>なお、用途別処理状況といたしましては、住宅用地15件、9,556平米、商工業用地3件、766平米となっております。</p> <p>以上でございます。</p>
渡部泰明部会長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>ただ今、議案第2号につきまして、事務局から説明がありました。本件について御異議等ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
渡部泰明部会長	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>それでは、本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>続きまして、議案第3号、「農地法第18条第6項解約通知報告」について議題といたします。事務局から説明をお願いします。</p>
渡部純三主幹	<p>それでは、御報告いたします。</p> <p>1番、本件は基盤強化促進法により、平成26年5月1日に設定された賃借権でございます。本件は、賃貸人が申入れを行い、合意解約が成</p>

立したもので、解約後は、1筆は別件5条許可申請にて転用するとしております。残りの2筆は賃貸人が自作地として耕作するとしております。離作補償はないとしております。

2番、本件は基盤強化促進法により、平成24年8月1日に設定された賃借権でございます。本件は、賃貸人が申入れを行い、合意解約が成立したもので、解約後は、賃貸人が自作地として耕作するとしております。離作補償はないとしております。

3番、本件は基盤強化促進法により、平成25年4月1日及び平成27年6月1日に設定された賃借権でございます。本件は、賃貸人が申入れを行い、合意解約が成立したもので、解約後は、賃貸人が自作地として耕作するとしております。離作補償はないとしております。

4番、本件は基盤強化促進法により、平成26年5月1日に設定された賃借権でございます。本件は、賃貸人が申入れを行い、合意解約が成立したもので、解約後は、賃貸人が自作地として耕作するとしております。離作補償はないとしております。

5番、本件は基盤強化促進法により、平成24年3月1日に設定された賃借権でございます。本件は、賃貸人が申入れを行い、合意解約が成立したもので、解約後は、賃貸人が自作地として耕作するとしております。離作補償はないとしております。

6番、本件は基盤強化促進法により、平成24年3月1日に設定された賃借権でございます。本件は、賃貸人が申入れを行い、合意解約が成立したもので、解約後は、賃貸人が自作地として耕作するとしております。離作補償はないとしております。

7番、本件は基盤強化促進法により、平成24年11月1日に設定された賃借権でございます。本件は、賃貸人が申入れを行い、合意解約が成立したもので、解約後は、別件3条許可申請にて売却するとしております。離作補償はないとしております。

8番、本件は残存小作でございます。本件は、賃貸人が申入れを行い、合意解約が成立したもので、解約後は、賃貸人が自作地として耕作するとしております。離作補償はないとしております。

9番、本件は基盤強化促進法により、平成25年6月10日に設定された賃借権でございます。本件は、賃貸人が申入れを行い、合意解約が成立したもので、解約後は、賃貸人が売却するとしております。離作補償はないとしております。

以上でございます。

渡部泰明部会長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>ただ今、議案第3号につきまして事務局から説明がありました。本件について御異議等ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
渡部泰明部会長	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>それでは、本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>次に議案第4号、「農地法第3条許可申請」について議題といたします。事務局から説明をお願いします。</p>
渡部純三主幹	<p>それでは、お手元に審査基準1号～7号を整理した調査票がございますので、あわせてごらんください。</p> <p>1番、譲受人は、農地約1アールを耕作する兼業農家でございます。この度、本申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図り、農業に精進するものでございます。</p> <p>なお、本件は、取得後30アール以上となる案件でございますので、後ほど、地元委員の補足説明を願った上で御審議をお願いいたします。</p> <p>2番、譲受人は、農地約256アールを耕作する農業者でございます。この度、自作地に近い本申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。</p> <p>3番、譲受人は、農地約186アールを耕作する農業者でございます。この度、自作地に近い本申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。</p> <p>4番、譲受人は、農地約441アールを耕作する農業者でございます。この度、本申請地の贈与を受け、農業に精進するものでございます。</p> <p>5番・6番は、交換による所有権移転のため、あわせて御説明いたします。5番の譲受人は、農地約205アールを耕作する農業者でございます。6番の譲受人は、農地約47アールを耕作する農業者でございます。この度、お互いの農地を交換することで作業の効率化を図るものでございます。</p> <p>7番・8番は、譲受人が同一人でありますので、あわせて御説明いた</p>

	<p>します。譲受人は、新規農業者でございます。この度、本申請地を取得し、借り受け、新たに農業経営を始めようとするものでございます。</p> <p>なお、本件は、新規農業となる案件でございますので、後ほど、地元委員の補足説明を願った上で御審議をお願いいたします。</p> <p>以上でございます。</p>
渡部泰明部会長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>ただ今、事務局から説明がありました。</p> <p>それでは、次に、地元委員から補足説明をお願いいたします。1番は、所在地・住所地ともに久谷地区でありますので、池田委員からお願いします。</p>
池田友邦委員	<p>それでは御説明いたします。</p> <p>先ほど事務局から説明がありましたように、申請人は、農地約1アールを耕作する農業者であります。</p> <p>この度、久谷地区にて農地を取得し、農業経営の規模拡大のため申請に及んだものです。</p> <p>地元において、開園計画書の内容並びに農業に対する営農体制・労働力等を確認いたしましたところ、農作業暦は35年と経験豊富であり、耕作意欲も十分に感じられましたので、地元といたしましては了承いたしました。なお、本部会での御審議をよろしくをお願いいたします。</p>
渡部泰明部会長	<p>はい。ありがとうございました。</p> <p>次に、7番と8番は併用案件となっております。所在地が西中島地区と東中島地区ですので、まず、西中島地区の脇坂委員からお願いします。</p>
脇坂建委員	<p>先ほど事務局から説明がございましたように、申請人は、以前より農家の農作業を手伝っており、営農指導も土地所有者から受けるとしており、耕作意欲も十分に感じられましたので、地元といたしましては了承いたしました。なお、本部会での御審議をよろしくをお願いいたします。</p>

渡部泰明部会長	<p>はい。ありがとうございます。</p> <p>次に、東中島地区の山田委員からお願いします。</p>
山田義弘委員	<p>先ほど事務局と脇坂委員からも説明がございましたように、申請人は、現在、東中島地区にお住まいです。</p> <p>この度、新規に農業を始めたいと申請に及んだもので、地元において農業に対する営農体制・労働力等を確認いたしましたところ、耕作意欲も十分に感じられましたので、地元といたしましては了承いたしました。なお、本部会での御審議をよろしくお願いいたします。</p>
渡部泰明部会長	<p>はい。ありがとうございます。</p> <p>ただ今、議案第4号につきまして、事務局並びに地元委員から説明がありました。本件について、御異議等ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
渡部泰明部会長	<p>はい。ありがとうございます。</p> <p>それでは、本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>続きまして、議案第5号、「農地法第4条許可申請」について議題といたします。事務局から説明をお願いします。</p>
藤久壽基次長	<p>それでは、御説明いたします。</p> <p>1番、本件は、先月の部会で、地区審査欠席のため、保留となっていました。今回、地区審査も済ませ、保留を解こうとするものでございます。本件申請人は、市内平井町に居住し、会社勤めをしておりますが、この度、新たな収入の確保を図るため、父親より相続した本申請地に太陽光発電施設を設置したいとしております。</p> <p>なお、本申請地の農地区分は住宅・事業所・公共施設・公益的施設が連たんしている区域に近接し、おおむね10ヘクタール未満の区域内にある農地であることから、第2種農地と判断されます。</p>

	<p>2番、本件申請人は、東京都に居住し、会社勤めの傍ら、季節ごとの帰省時に、父親より相続した農地の管理をしておりますが、この度、新たな収入の確保を図るため、本申請地に太陽光発電施設を設置したいとしております。</p> <p>なお、本申請地2筆の農地区分は、1筆は市役所栗井出張所からおおむね300メートル以内にあることから第3種農地、もう1筆はおおむね500メートル以内にあることから第2種農地と判断されます。</p> <p>本件は、1,000平米以上の案件でございますので、後ほど、地元委員の補足説明を願った上で、御審議をお願いいたします。</p> <p>以上でございます。</p>
渡部泰明部会長	<p>はい。ありがとうございました。</p> <p>ただ今、事務局から説明がありました。</p> <p>それでは次に、地元委員から補足説明をお願いします。2番は、栗井地区でありますので梶野委員からお願いします。</p>
梶野 宰 委員	<p>先ほど事務局から説明がありましたように、申請人は県外にお住まいで、申請地を相続いたしました。維持管理が困難であることと、太陽光発電施設により安定した収入を確保するため申請に至ったものであります。</p> <p>地元としては了承したわけですが、なお、本部会での御審議をよろしくお願いします。</p>
渡部泰明部会長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>ただ今、議案第5号につきまして、事務局並びに、地元委員から説明がありました。本件について御異議等ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
渡部泰明部会長	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>それでは異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p>

なお、この案件につきましては、県許可分でありますので、意見を付して県知事に送付させていただきます。

次に、議案第6号、「農地法第5条許可申請」について議題といたします。事務局から説明をお願いします。

藤久壽基次長

それでは、御説明いたします。

1番、本件受人は、両親と同居し、農地約29アールを耕作する農業後継者でございますが、現居宅が手狭なことから、本申請地を母親より借り受け、農家住宅を建築したいとしております。

なお、本申請地の農地区分は、伊予鉄梅本駅からおおむね500メートル以内にあることから、第2種農地と判断されます。

2番、本件受人は、社会福祉事業を行う法人でございますが、市内北久米町のグループホームが、消防法の改正に伴い、改修が必要となっておりますが、建物所有者の承諾が得られないことから、新たに、本申請地を取得し、軽度な知的障がいのある方のグループホームを開設したいとしており、都市計画法上の開発許可も許可見込みでございます。

なお、本申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。

3番、本件受人は、建築資材のリース・販売を主な業務とする法人でございますが、この度、事業を拡張し、足場材等の中古資材の販売及びリースを新規に手がけることとなり、既存施設では手狭なことから、新たに、本申請地を賃借し、露天駐車場及び露天資材置場として利用したいとしております。

なお、本申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。

本件は、1,000平米以上の案件でございますので、後ほど、地元委員の補足説明を願った上で、御審議をお願いいたします。

4番、本件受人は、社会福祉事業を行う法人でございますが、東石井六丁目の現事業所が手狭なことから、この度、本申請地を取得し、新たに、就労継続支援B型の社会福祉施設を開設したいとしており、都市計画法上の開発許可も許可見込みでございます。

なお、本申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。

5番、本件受人は、産業廃棄物の収集・運搬・処理を主な業務とする法人でございますが、中間処理場への運搬車両の出入りで、周辺道路の

通行に迷惑をかけていることから、この度、本申請地を取得し、車両の駐車及び待機場として利用する露天駐車場を確保したいとしております。

なお、本申請地の農地区分は、市役所久谷支所出口出張所からおおむね 300 メートル以内にあることから、第 3 種農地と判断されます

6 番、本件受人は、オートバイや農機具の販売・修理を主な業務とする法人でございますが、事業の拡大に伴い、現資材置場が手狭で支障を来していることから、事業地に隣接する本申請地を取得し、中古バイク・各種部品等の露天資材置場として利用したいとしております。

なお、本申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第 2 種農地と判断されます。

7 番、本件受人は、現在、借家住まいをしておりますが、子どもの成長に伴い何かと手狭なことから、今般、本申請地を妻の父親より借り受け、分家住宅を建築したいとしており、都市計画法上の開発許可も許可見込みでございます。

なお、本申請地の農地区分は、住宅・事業所・公共施設・公益的施設が連たんしている区域に近接し、おおむね 10 ヘクタール未満の区域内にある農地であることから、第 2 種農地と判断されます。

8 番、本件受人は、東京都品川区に本店を置き、フランチャイズシステムによるコンビニエンスストア等の経営に関する事業等を営む法人でございますが、この度、松山市北部に位置し、主要地方道伊予和気停車場線沿いの本申請地を借り受けるとともに隣接地を併用し、コンビニエンスストアを建築しようとするもので、都市計画法上の開発許可も許可見込みでございます。

なお、本申請地の農地区分は、市役所和気支所からおおむね 500 メートル以内にあることから、第 2 種農地と判断されます

9 番、本件受人は、市内高井町でお好み焼きを提供する飲食業を営んでおりますが、この度、松山市北部の主要地方道伊予和気停車場線沿道において、店舗の排水施設を設置するための本申請地を借り受け、隣接地と一体で、お好み焼き 2 号店を開業しようとするもので、都市計画法上の開発許可も許可見込みでございます。

なお、本申請地の農地区分は、市役所和気支所からおおむね 500 メートル以内にあることから、第 2 種農地と判断されます。

以上でございます。

渡部泰明部会長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>ただ今、事務局から説明がありました。</p> <p>次に、地元委員から補足説明をお願いします。3番は、浮穴地区であります。本日南委員が欠席のため、戒能委員から説明をお願いします。</p>
戒能明久会長	<p>先ほど事務局から説明がありましたとおり、申請者は、松山市中村四丁目に事業所を構え、建築資材のリース・販売業を営む業者です。</p> <p>今般、建築資材の需要増加や事業拡大のため中古資材のリース・販売も行うこととなり、事業用地の不足が生じたため、本申請に及んだものです。</p> <p>転用によって生じる被害の防除措置も行うということから、地元としては了承したわけですが、なお、本部会での御審議をよろしくお願いします。</p>
渡部泰明部会長	<p>はい。ありがとうございました。</p> <p>ただ今、議案第6号につきまして、事務局並びに地元委員さんから説明がありました。本件について御異議等ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
渡部泰明部会長	<p>はい。ありがとうございます。</p> <p>それでは、異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>なお、この案件につきましては、県許可分でありますので、意見を付して県知事に送付させていただきます。</p> <p>続きまして、議案第7号、「平成28年度第10号農用地利用集積計画」について議題といたします。事務局から説明をお願いします。</p>
永野吉彦副主幹	<p>それでは、御説明いたします。</p> <p>本日の案件17件のうち、使用貸借権の設定が12件、賃借権の設定が1件、所有権移転の設定が4件となっており、設定総面積は、合計5万4,580平米でございます。その内訳は、新規が7筆、更新が29筆、所</p>

有権移転が 10 筆となっています。

13 ページ、番号 1・番号 2 の譲受人は、約 1,440 アールを耕作する農事組合法人で、新たに使用貸借権を設定し、農地を借り受け、現在の経営規模を拡大するとしています。

番号 3 の譲受人は、約 172 アールを耕作する農地所有適格法人で、継続して使用貸借権を設定し、農地を借り受け、現在の経営規模を維持するとしています。

番号 4 の譲受人は、約 193 アールを耕作する農業者で、継続して使用貸借権を設定し、農地を借り受け、現在の経営規模を維持するとしています。

番号 5 の譲受人は、約 69 アールを耕作する農業者で、継続して使用貸借権を設定し、農地を借り受け、現在の経営規模を維持するとしています。

番号 6 の譲受人は、約 240 アールを耕作する農業者で、継続して使用貸借権を設定し、農地を借り受け、現在の経営規模を維持するとしています。

番号 7 の譲受人は、約 133 アールを耕作する農業者で、新たに賃借権を設定し、農地を借り受け、現在の経営規模を拡大するとしています。

番号 8 の譲受人は、約 187 アールを耕作する農業者で、継続して使用貸借権を設定し、農地を借り受け、現在の経営規模を維持するとしています。

番号 9 の譲受人は、約 79 アールを耕作する農業者で、継続して使用貸借権を設定し、農地を借り受け、現在の経営規模を維持するとしています。

番号 10 の譲受人は、約 71 アールを耕作する農業者で、新たに使用貸借権を設定し、農地を借り受け、現在の経営規模を拡大するとしています。

番号 11 の譲受人は、約 282 アールを耕作する農業者で、継続して使用貸借権を設定し、農地を借り受け、現在の経営規模を維持するとしています。

番号 12 の譲受人は、約 357 アールを耕作する農業者で、継続して使用貸借権を設定し、農地を借り受け、現在の経営規模を維持するとしています。

番号 13 の譲受人は、約 55 アールを耕作する農業者で、継続して使用貸借権を設定し、農地を借り受け、現在の経営規模を維持するとしています。

	<p>番号 14 の譲受人は、約 83 アールを耕作する農業者で、水田を売買で取得することにより、現在の経営規模を拡大するとしています。</p> <p>番号 15 の譲受人は、約 65 アールを耕作する農業者で、樹園地を贈与で取得することにより、現在の経営規模を拡大するとしています。</p> <p>番号 16 の譲受人は、約 76 アールを耕作する農業者で、樹園地を売買で取得することにより、現在の経営規模を拡大するとしています。</p> <p>番号 17 の譲受人は、約 695 アールを耕作する農業者で、樹園地を売買で取得することにより、現在の経営規模を拡大するとしています。</p> <p>以上の計画の内容は、経営面積・農作業従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>なお、公告日は、平成 29 年 1 月 16 日となっており、公告日の翌日から効力が発生することとなります。</p> <p>以上でございます。</p>
渡部泰明部会長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>ただ今、議案第 7 号につきまして、事務局から説明がありました。本件について御異議等ございませんか。</p>
	<p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
渡部泰明部会長	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>それでは、本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>次に、議案第 8 号、「農地法第 3 条の 3 の規定による届出専決処理報告」について議題といたします。事務局から説明をお願いします。</p>
渡部 純三主幹	<p>それでは、御報告いたします。</p> <p>平成 28 年 11 月 28 日～12 月 22 日に専決処理した案件は 15 件で、届出内容は議案記載のとおりでございます。</p> <p>これら 15 件につきましては、適法な届出となっておりましたので、専決処理を行い、受理通知書を交付いたしました。</p> <p>以上でございます。</p>

渡部泰明部会長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>ただ今、議案第 8 号につきまして、事務局から説明がありました。本件について御異議等ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
渡部泰明部会長	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>それでは、異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。次に、議案第 9 号、「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」、議題といたします。事務局から説明をお願いします。</p>
永野吉彦副主幹	<p>それでは、御説明いたします。</p> <p>農地を相続し、相続人が相続税の納税猶予を希望した農地につきましては、相続人が相続後も適正に耕作を継続する場合、租税特別措置法第 70 条の 6 第 1 項の規定により、相続税の納税を猶予することができる条件の一つを満たすこととなります。</p> <p>この件について、適格性を有する方であるかどうかの証明につきましては、農業委員会が行うため、本日の案件といたしております。</p> <p>なお、最終的に議案記載の農地の相続税の納税猶予を認めるかどうかにつきましては、税務署の判断となります。</p> <p>番号 1 の相続税の納税猶予を受ける相続人につきましては、これまで農業に従事していたことなど、納税猶予を受ける適格性につきまして、問題がない旨の地元農業委員さんの副申書も添付され、農地につきましても適正に耕作をされています。</p> <p>なお、一部面積について、適用除外となっております。</p> <p>番号 2・番号 3・番号 4 の相続税の納税猶予を受ける相続人につきましても、これまで農業に従事していたことなど、納税猶予を受ける適格性につきまして、問題がない旨の地元農業委員さんの副申書も添付され、農地につきましても適正に耕作をされています。</p> <p>以上でございます。</p>
渡部泰明部会長	<p>はい、ありがとうございました。</p>

	<p>ただ今、議案第 9 号について事務局から説明がありました。本件について御異議等ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
渡部泰明部会長	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>それでは、異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>次に、議案第 10 号、「松山農業振興地域整備計画の重要変更に対する意見決定について」、議題といたします。事務局から説明をお願いします。</p>
藤久壽基次長	<p>それでは、御説明いたします。</p> <p>本件は、申出者から今後長期にわたり農地として利用するため、農用地区域に編入してほしい旨の申出があり、それを受けて松山市が農業振興地域整備計画を変更するに当たり、当該法律の規定に基づき、農業委員会の意見を求めてきたものでございます。</p> <p>1 番、本件申出地は、本市で推進する有望柑橘品種への改植事業等が進められている農用地区域内農地に隣接し、現在、紅マドンナ・甘平・<small>しらぬい</small>不知火・伊予柑を栽培し、優良な樹園地として管理されており、今後、長期間当該地域の有望柑橘の産地として活用されると見込めます。</p> <p>以上、農用地区域への編入に係る計画変更は適当と思われませんが、御意見の決定をお願いいたします。</p>
渡部泰明部会長	<p>はい。ありがとうございました。</p> <p>ただ今、議案第 10 号につきまして、事務局から説明がありました。本件について御異議等ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
渡部泰明部会長	<p>はい、ありがとうございます。</p>

	<p>それでは、異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。以上で、本日の提出議案、10件の議案審議は全て終了いたしました。ここで資料が変わりますけれども、農地の競売・公売に関する資料を御覧ください。事務局から説明をお願いします。</p>
渡部純三主幹	<p>それでは、御説明いたします。</p> <p>農地の競売・公売に参加するには、農業委員会が交付する買受適格証明が必要となります。買受適格証明願の事務処理方法につきまして、別紙のとおり、平成12年12月8日の農地部会にて御承認をいただいているとおりでございます。</p> <p>今回、御審議いただきたいのは、耕作目的の競売参加で、経営面積が30アール未満の申請人が競売に参加したいが、経営面積と競売地を合わせても下限面積の30アール未満のため、併用案件で3条許可申請があり、合わせて下限面積の30アール以上となる場合の事務処理についてであります。</p> <p>まず、問題となるのは、許可基準の下限面積でございます。入札期間と部会日との兼ね合いにもなりますが、入札期間が部会日より前である場合、同時申請の3条と合わせたら30アール以上となるが、競売地のみでは30アール未満であるという点でございます。</p> <p>下限面積を下回る証明願に対し、耕作地と競売地と同時申請の3条申請地を合わせれば30アール以上となり、いずれの申請書類も内容審査、及び、地区審査も実施し、地元委員さんの了承も得ていれば、専決処理し交付してよろしいかということであります。</p> <p>次に、証明書を交付した場合の、その後の手続きや事務処理につきまして、最高落札すれば再度3条許可申請の提出がでございます。買受適格証明願時と事情が異なっていなければ、直ちに専決処理にて許可とし、直近の部会で御報告いたします。</p> <p>また、同時申請されている3条許可申請は、例えば、他市との併用案件で30アール以上となる案件と同様に、許可とする。最高落札できなかった場合は、同時申請の3条許可申請を取り下げてもらおうとする手続きについて、御了承いただけるかどうか審議をお願いします。</p>
渡部泰明部会長	<p>事務局、平成12年12月8日の農地部会決定について、平成12年の段階ではこのような処理方法になっているというように、もうちょっと</p>

<p>渡部純三主幹</p>	<p>詳しく説明してあげてください。</p> <p>はい。平成12年の農地部会での決定事項なんですけれども、こちら農地法の3条と5条の場合の買受適格の証明に伴う処理方法についてでございます。</p> <p>まず1番なんですけど、農業委員会へ買受適格証明願を提出する場合、地元農地部会所属委員及び管轄地区委員の副申書を添付書類とする、と。なお、第5条の許可申請の場合は、同時に改良区との協議がなされていることの確認できる書類を求める、となっております。</p> <p>2番、事務局において許可基準に基づく厳正かつ迅速な審査を行い、農業委員会として買受適格を有する旨を証明し、または、処理意見を付して県へ送付する、と。この県へ送付するといいますのが、当時の3条許可ですね、他市の方が松山の農地を3条で耕作目的で買われる場合ですね、以前は県の許可が必要やったんですけど、市の方で許可ができるようになった、と。そういうふうに変更されています。それとあと転用の許可ですね。この時に意見書が必要となっております。</p> <p>3番目、次回農地部会にて専決処理報告を行うと同時に、後日、買受適格証明書の交付時と事情が異なっていない許可申請書が提出された場合は、直ちに許可及び意見を付して県へ送付することの承認を得る、と。</p> <p>4番、許可申請書受付後、審査の結果、買受適格証明書の交付時と事情が異なっていなければ、直ちに許可及び意見を付して県へ送付する。なお、第5条の場合は、添付書類として改良区の意見書が必要となります。</p> <p>5番、次回農地部会にて、許可及び県へ送付、許可後であれば許可の処理の専決報告をする、となっております。この中で、先ほど私の方から説明した3条の案件なんですけれども、もともとの耕作面積が30アール未満の方が競売に参加をしたいということで、その競売地と御本人様の耕作面積を合わせても30アールに足りない。けれども、同時に3条許可申請があり、それを合わせれば30アール以上となる、というような場合でございます。</p> <p>この中で部会前には入札の締切りであれば、部会での決定は得られないという状態になっておりますので、買受適格証明を交付するに当たり、書類の審査と地元の地区審査ですね、農業委員と申請人と事務局で地元の地区審査も行った上で、地元の委員の了承も得て、専決処理で証</p>
---------------	---

	<p>明書の方を発行してよろしいですかというものでございます。 以上でございます。</p>
<p>渡部泰明部会長</p>	<p>はい、今事務局の方から再度説明してもらいました。 今説明があった表の1番下の部分に申請人の耕作面積1,000平米、競売が1,500平米、それで同時に3条申請を1,000平米で、30アール以上でないといけないが、いかがでしょうかということですので、承認いただけますか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
<p>渡部泰明部会長</p>	<p>はい、ありがとうございます。それではそのように取り扱いさせていただきます。 それでは次に、委員さん方から御意見等ございましたら、お受けいたします。</p>
<p>森 映 一 委 員</p>	<p>はい。今年の7月に農業委員会法の改正があるでしょ。先日、松前町の1月号の広報見たら、農業委員と推進委員を公募しとったんですよ。誰でもなれますよ、と。松山市はどういう方向でやられるのか。公募期間がはや1月10日～2月6日で締め切りますよ、となってるんですよ。松山市は方向性は決まってるんですか。まだ聞いてはないんで、その辺をちょっとお聞かせ願いたいと思ひまして。</p>
<p>渡部泰明部会長</p>	<p>今、森委員から、7月20日以降の新制度に関して、松山市がどう計画しておるのかという御質問がありましたので、まだ役員会においても決定はされておりませんが、お話しできる範囲で、事務局から説明をさせていただきます。事務局答えてください。</p>
<p>松木晶裕局長</p>	<p>はい。先般の12月議会におきまして、農業委員、そして農地利用最適化推進委員の定数を決めました。これについては24名ずつというよ</p>

	<p>うなことで、合計で48名、改正前の農業委員の定数と同じということで決定をいただきました。</p> <p>今現在ですね、役員会の中で、募集要項について協議をさせていただいております。その案ができましたら、1月30日に予定をしております総会で、皆様の方にお諮りをしたいなというふうに思っております。そこで決定をされましたら、3月1日～31日の1カ月間をかけて、できれば募集をかけたいなというふうに思っております。</p> <p>6月の議会にですね、募集をかけて決定された委員につきまして、まず農業委員については議会の承認を得て市長が決定をいたしますので、6月の議会でも人事案件を出して決定をしていくというふうになります。</p> <p>そして農地利用最適化推進委員なんですけども、これについては農業委員会が委嘱をすると、任命をすることになっておりますので、一応募集については農業委員と同時に3月いっぱい募集をかけたいなというふうに思っております。今現在の委員の任期が7月19日までですので、できるだけ早い段階で、7月20日を目標にしてるんですけども、7月20日に改正後の初めての総会を実施いたしまして、そこで農地利用最適化推進委員の決定をしていただくというように事務局の方では案を持っております。</p> <p>また細かいことにつきましては、1月30日の総会の方で皆様にお諮りをしたいと思います。</p>
森 映 一 委 員	はい、わかりました。松前町は早々と1月号の広報に載せ取りましたから。
渡部泰明部会長	そうですか。
森 映 一 委 員	農業委員と推進委員の報酬まで載っつたよ。これ持ってきたけん、あげとこわい。
渡部泰明部会長	事務局もらっつてください。 そしたら、森委員、松山は6月議会でっていう話してたけど、松前は3月議会かもわからんですね。

森 映 一 委 員	それは書いてなかったけど、今言よったように、農業委員は市町長が議会の承認を得て、推進委員は農業委員会が、と。公募せなんたらなかなか難しいじゃないですか、いろいろ言う人がおるから。松前町でさえ公募しとったからたまげた。
渡部泰明部会長	はい、ありがとうございました。 ほかにございませんか。
松下長生委員	<p>はい。今私の地区で、松山市が行う国土調査をやってるんですが。これもうわかっての質問なんですけど。</p> <p>農地の所有者が、例えば三代前とか四代前とかいうふうに決定されていないとこ相当あるんですけど。松山市の農業委員会のパソコンに入っとるやつもたぶんそうではないかなと思うんですけど。このあたりのことに私たちも非常に苦慮しとるんですけど。</p> <p>これはすぐに決定せよという問題ではなくて、普通亡くなられた場合には10カ月以内に遺産分割協議書を作って提出しなさいというのがあるんですが、このあたりが守られていない、と。私の方でもあったんですが。</p> <p>今後の取り扱いについてはどのように松山市全体で、例えば資産税課とか、例えば市民課とか含めてですね、そのあたりのところは今後の確に所有者を決定せんといかんと思うんですけど。</p> <p>長期の展望でも結構ですから、問題提起という形のことでも出させていただければと思います。もし答えが出れば。</p>
渡部泰明部会長	事務局、今の松下委員の提案なんだけど、もちろん即答で、こうできますとか、既にそういうふうにつかんでおりますとか、いうことはないと思うんですけど、今後新しい制度に7月以降はなっていくんですけど、そのあたりでまたいろいろ検討なり、前向きにできるという回答はできますか、できませんか、どうぞ。
藤久壽基次長	はい。農地含めて相続につきましては、税金だったら半年以内という一応基準はあって。だけどそれをしなかったから罰則があるかと言われ

	<p>たら恐らくないだろうと。</p> <p>法務局で登記がされれば、もちろん自動的に資産税課を通して農業委員会に情報いただけますので、農地台帳もきちんと更新できるんですが、それ以外ではちょっとつかみようがないし。申請人が何か手続きする場合には当然必要になってきますので、その時に整理ができると。</p> <p>今現在そういうことなんで、ちょっと特効薬は見当たりません。申し訳ございません。</p>
渡部泰明部会長	はい、松下委員。
松下長生委員	<p>堀江だけではなくて、現存していない所有者の方が相当おられるんで、遺産分割するのに例えば被相続人一人に対して相続人が五十、百人とおられるんですね。だからどっかの時点では、例えば資産税課であるとか税金を納めてる所であるとか、そういう所も含めてその農地の決定について、まだ決まっていない農地について、今現存している方も含めて、市の方から、その農地の持ち主を把握するよというところについては、松山市のなかで今後決めていかないと、とは思いますが。全国で18%、17%やったかな。特に愛媛県がひどいように思ってるんですけど。</p> <p>できれば何か、今でもですね、亡くなったお父さんがおられて、実際に後に継がれた方で守っていない方が結構おられます。そのあたりのところを何か法務局あたりとやっていかなきゃいけない。本当に土地の持ち主ではない方においては非常に扱いにくい、というか扱えないので、特に農協さんとか困っとられると思うんですけど、改良区も困ってます。ですからその辺のことについて協議していただければありがたい。</p> <p>以上です。</p>
渡部泰明部会長	<p>はい。事務局からの答弁はああいうふうなことで了解をいただきたい。</p> <p>それとちょっと松下委員に私から逆に質問させていただきたいんですけど。地元の人が、例えば土地改良区あたり、どこそこのどなたが亡くなったというキャッチは早いんですよ。亡くなられてその時の賦課金の関係の名義は勝手にはいろえんのよね。</p>

松下長生委員	<p>そうですね。一応資産税課の方で遺産分割協議は10カ月経つ前に出さんといかんですよ。10カ月だと思うんですけどね、法的には。その時にできていない場合には、何かしよるか聞いてもないんですけど。</p> <p>ただ改良区の方には知っっても始めんかというような感じのこと言っても、どんどん遅れていって話がつかんとかいう形のことであつて。人の財産ですからね、なかなか私が決めんかとも言えんし。守れてないというのが現状です。</p>
渡部泰明部会長	<p>はい。</p> <p>ほかになければ、事務局の方から連絡事項がありますので、事務局よろしく。</p>
永野吉彦副主幹	<p>はい、事務局から2点連絡事項がございます。</p> <p>まず1点目は、お手元にお配りしておりますとおり、今年1月30日月曜日の午後2時30分から、第157回松山市農業委員会総会を、えひめ共済会館で開催します。また、総会終了後には意見交換会も予定しております。出欠につきましては、1月23日までにお声がけいただきますようお願いいたします。</p> <p>2点目は、昨年1回収しました平成28年の農業委員活動記録ノートですが、前回返却時から12月に至るまでの活動を詳細に記入していただき、事務局に御提出ください。本日お持ちでない方は、総会の時で結構ですのでよろしくようお願いいたします。</p>
渡部泰明部会長	<p>ほかにありますか、事務局。</p>
松木晶裕局長	<p>はい。次回の農地部会でございますが、2月10日金曜日を予定しておりますので、よろしくようお願いいたします。</p>
渡部泰明部会長	<p>以上ですね。はい。</p> <p>それでは以上で、第722回農地部会を閉会いたします。</p>

松木晶裕局長

御起立願います。礼。お疲れ様でした。

午前 11 時 30 分閉会

